**申込採択判断基準（Q&A）**（令和５年４月１日作成）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 分類 | （Q）問合せ例 | （A）回答 | 判定 |
| 実施要領（別紙）1,2,3関連 | 後継者が新規就農するにあたり、親と同一カテゴリーの品目を作付けするが対象となるか？ | 経営を同じくしての同一カテゴリー品目の場合は認めない。 | **×** |
| 独立した経営の中での新規就農は新規作付けとして受付。 | **〇** |
|  |  |  |
| 露地野菜産地育成事業関連 | 施設園芸に取り組んでいるが、補完作物として露地野菜を導入。 | カテゴリーが違うので申請承認可能。 | **〇** |
| 現在露地野菜を栽培、別の露地野菜を導入。 | 「新たに露地野菜」としており、同一カテゴリー内の品目は認めない。 | **×** |
|  |  |  |
| 夏秋果菜産地育成事業 | 現在露地野菜を生産販売しているが、本年度夏秋なすを導入しようと計画している。 | 「夏秋果菜を新規導入する生産者に、作付け開始に係る費用の一部助成」である。カテゴリーが違うので申請承認可能。 | **〇** |
| 現在冬春なすを栽培しているが、出荷期間の拡大として夏秋なすを栽培開始したい。 | 施設と露地で分類が違い、系統の販売戦略とも合致しており申請承認可能。 | **〇** |
| 夏秋とまとから夏秋なすへの転換は？ | 「新たに夏秋果菜」としており、同一カテゴリー内の品目は認めない。 | **×** |
| 夏秋果菜の種類は？ | 一般的な分類での判断。誘引支柱を必要とする豆類も対象とする。スイートコーン、えだまめは露地野菜として申し込みを受け付ける。 |  |
| 豆類5ａの助成額は？ | 下限5ａに対し5万円より上限30ａ（30万円）まで、1ａあたり1万円を上積みする。 |  |
| 県育成オリジナル品種普及推進支援事業 | 品目は何か？ | 現時点での県育成普及拡大品種は「サラサラごんぼ」。 |  |
| 既に作付けしているが、拡大はOKか？ | 既に「サラサラごんぼ」が販売目的で作型に導入されている場合は不可。 | **×** |
| 新たにいちご栽培を開始し、県育成品種の「あまおう」を作付けするが、対象となるか？ | 「あまおう」は開発より既に20年を経過し県統一品種として普及しており、新たに開発された品種の拡大ではないため対象としない。 | **×** |
|  |  |  |
| 施設野菜技術高度化モデル事業 | 前回この事業で部会内の別の方が導入助成を受けた。今回別の5名で申し込みたい。 | 該当部会組織等内での環境測定装置導入活用モデル育成を支援するものであり、前回の事業で該当部会組織等内のメンバーに対し助成実績があった場合は、既に支援を行ったと判断し、申請不可。 | **×** |
| 申請者5名のうち１人は、既に環境測定装置を導入利用しており、機種変更のために事業を利用したい。 | 同上既に普及実績があるものと判断し、申請不可。 | **×** |
|  |  |  |